

訪問介護事業所後楽荘運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人天寿会が開設する訪問介護事業所後楽荘（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び介護予防日常生活支援総合事業第1号訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある者又は事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 指定訪問介護の基本方針として、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 介護予防日常生活支援総合事業第1号訪問介護（以下「総合事業訪問介護」という。）の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
 - 4 総合事業訪問介護の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別サービス計画を作成するとともに、個別サービス計画の作成後、個別サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。
 - 5 総合事業訪問介護の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 訪問介護事業所後楽荘
- （2） 所在地 広島県呉市焼山町字打田623番

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤専従）

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 2名（常勤兼務1名、非常勤兼務1名）

サービス提供責任者は、次の職務に従事する。

①訪問介護計画・個別サービス計画総合事業計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。

②利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。

③訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

④訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員等 7名（常勤兼務1名・非常勤兼務1名、非常勤専従5名）

訪問介護員等は指定訪問介護又は総合事業訪問介護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から日曜日までとする。

ただし、12月30日から1月3日までを除く。

② 営業時間 午前7時から午後10時までとする。

③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（事業の内容及び利用料等）

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

① 身体介護

② 生活援助

2 総合事業訪問介護は身体介護、生活援助で日常生活にわたる援助を行うものであり、その内容は次のとおりとする。指定訪問介護又は総合事業訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）等とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、原則としてその1割、2割又は3割とする。

① 訪問型サービス費（Ⅰ）…1週に1回程度

② 訪問型サービス費（Ⅱ）…1週に2回程度

③ 訪問型サービス費（Ⅲ）…1週に2回を超えた場合

3 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収することとする。ただし、自動車を使用した場合の交通費は、事業の実施地域を越えた地点から、路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収することとする。

- 4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第7条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、呉市民生委員児童委員協議会区域1区から21区とする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第9条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に行い、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
 - （2）虐待の防止のための指針を整備するものとする。
 - （3）虐待の防止のために従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
 - （4）前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 2 事業所は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

（その他運営についての留意事項）

第10条 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定した上で、次のとおり研修（外部における研修を含む。）の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1カ月以内

② 継続研修 年2回

- 2 事業所は、訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に行う。
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人天寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
この規程は、平成16年12月1日から改正する。
この規程は、平成17年9月1日から改正する。
この規程は、平成18年4月1日から改正する。

この規程は、平成 21 年 3 月 1 日から改正する。

この規程は、平成 22 年 2 月 1 日から改正する。

この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から改正する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から改正する。

この規程は、平成 27 年 11 月 21 日から改正する。

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から改正する。

この規程は、平成 30 年 3 月 1 日から改正する。

この規程は、令和元年 9 月 1 日から改正する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から改正する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から改正する。